

児童育成支援拠点事業について

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項の規定により、市町村『子ども・子育て支援事業計画』の策定・変更については、本審議会の審議事項とされております。令和 8 年度より『児童育成支援拠点事業』を新規に実施することに伴い、当初の計画における提供体制を変更する必要があるため、審議いたします。

計画策定時は令和 9 年度からの事業開始を予定していたため、令和 8 年度の提供体制は「0」としておりましたが、令和 8 年度から実施することに伴い、令和 8 年度の提供体制を「施設数：1、定員：20 名（量の見込み：20 人）」に変更するものです。

○児童育成支援拠点事業の量の見込み及び提供体制

《計画時見込み量》

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		20	20	20	20	20
提供体制 (確保の内容)	人数	0	0	20	20	20
	施設数	0	0	1	1	1

《実績》

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		20	20	20	20	20
提供体制 (確保の内容)	人数	0	20	20	20	20
	施設数	0	1	1	1	1